

羽曳野市小企業事業資金融資のご案内

この融資制度は、羽曳野市内で事業を営む小規模企業者で金融機関と取引のあまりない方であっても事業に必要な資金を金融機関から借り入れできるよう、大阪府と連携して実施するもので、大阪信用保証協会の保証を付してあつせんするものです。

申し込み用紙は必ず本人が必要事項を記入してお申込みください。お申込み後に資金使途、業績、財務内容、資金等必要な信用調査を行い、総合的に判断して後日融資の可否を通知します。

1. 融資対象者

小規模企業者（従業員が、下表の要件を満たす会社および個人事業者）

業種	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、以下に掲げる以外の業種	20人以下
商業、サービス業	5人以下
医業を主たる事業とする法人	20人以下
法に基づく事業協同小組合等	個別に確認ください

2. 利用資格等

羽曳野市内（原則として同一場所）に事業所を置き、6か月以上引き続き同一の事業を営み、中小企業信用保険法第2条第3項に規定するものであつて、大阪府中小企業融資制度において融資対象となる業種の事業をおこなっている方。

●次のいずれかに該当する場合はこの融資制度は利用できません。

- ①農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業を除く）、風俗営業、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人、非営利団体（NPO等）などの場合
- ②府信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない場合
- ③府信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない方の保証人になっている場合
- ④府信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債務等に延滞等の債務不履行等がある場合
- ⑤府信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債務等に延滞等の債務不履行等がある方の保証人になっている場合
- ⑥前回保証の資金が保証承諾を受けた資金使途目的以外に流用されていた場合
- ⑦金融機関と取引停止中、又は第1回不渡発生後6ヵ月を経過していない場合
- ⑧暴力的不法行為者が申し込む場合、又は申込みに際し、いわゆる金融あつせん屋等の第三者が介在する場合
- ⑨許認可又は登録等を必要とする事業で当該許認可又は登録等を受けていない場合

※上記のほかにも、利用できない主な例がありますので、詳細は大阪府小規模資金融資のパンフレット等をご覧ください。

3. 資金使途

運転資金又は設備資金とする。

運転資金・・・原材料の仕入れ資金、買掛金、支払手形の決済資金、従業員賃金
諸経費の支払い等に要する資金

設備資金・・・設備の新設置、改良、店舗の補修・改装及び拡張等に要する資金

4. 融資限度額

区 分		無 担 保 無 保 証 人
限 度 額		300万円以内
条 件	利 率	大阪府中小企業融資制度の小規模事業資金における利率より0.3%減じた額
	期 間	4年以内
	信用保証料	大阪信用保証協会の定める料率 ※約定どおり融資を完済されますと、信用保証料の50%を補給
	返 済 方 法	元金均等分割返済

- ・信用保証協会に保証残高がある場合は、申し込み限度額に制約があります。
- ・貸付利率は金融情勢の変化等に変わることがあります。

5. 取引金融機関

金融機関名	住 所	電話番号
(株)りそな銀行 羽曳野支店	羽曳野市白鳥2-1-1	072-957-1121
(株)池田泉州銀行 羽曳野支店	羽曳野市南恵我之荘1-1-29	072-954-1881
(株)池田泉州銀行 藤井寺支店	藤井寺市岡2-12-6	072-939-8111
大阪シティ信用金庫 古市支店	羽曳野市栄町4-11	072-956-0485
大阪シティ信用金庫 恵我之荘支店	羽曳野市恵我之荘3-1-1	072-953-1201

上記のいずれかで、現在取引がなくても利用できます。

6. 連帯保証人

	個人	法人	組合
連帯保証人	原則として、不要	原則として、 法人代表者のみ必要	原則として、 法人代表者のみ必要

※個々の実情に応じて連帯保証人が必要になる場合があります。

7・申し込みに必要な書類

添付書類		必要部数
(1)保証協会所定の申込用紙		各1通
(2)信用保証委託契約書		1通
(3)同意書 個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用）		1通
個人情報の提供に関する同意書（金融機関用）		1通
個人情報の提供に関する同意書（羽曳野市）		1通
(4)印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）	申込人（個人）	1通
	代表者（法人）	1通
(5)納税証明書等（注—1）	申込人	1通
(6)法人の場合	法人登記簿謄本又は 履歴事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）	2通
	決算書及び附属明細書（写） ※決算を2期以上している場合は直近2期分	2通
	税務署受付印のある確定申告書（写） 【別表1，4，5など】 ※2期以上している場合は直近2期分	2通
(7)個人の場合：税務署受付印のある確定申告書（写） ※2期以上している場合は直近2期分		2通
(8)「保証協会団信」加入意思確認書		1通
(9)事業計画書（計画内容が確認できる場合は他の計画書の準用可能）		1通
(10)設備資金の場合、契約書（写）・見積書（写）等		該当するもの 各1通
(11)風俗営業を行っていないことの宣誓書（飲食店業者のみ）		
(12)営業に際して、必要となる許認可・届出書の写し（必要業種の場合）		
(13)個人事業者で初回申込の場合、又は完済後2年間保証利用のない場合は住民票抄本（前住所が確認できるのもの。）（発行後3か月以内のもの）		

(14)申込人が本名以外に通名を使用している場合は、同一人であることの念書	
(15)新規事業計画書（注一１）	
(16)小規模サポート資金申込に係る融資残高申告書	
(17)その他必要と認められる書類	

（注一１）新規事業資金の場合、新規事業計画書（ただし、計画内容が確認できる場合は、他の計画書を準用することが可能です。）が必要となります。

※新規事業資金とは「現行事業を継続若しくは縮小（廃止を含む。）し、現行事業とは別の新たな事業（総務省統計局が定める日本標準産業分類における小分類について、現行事業と異なるもの。）を行う資金」をいいます。なお、現行事業および新たな事業がいずれも飲食店で、中分類の範囲内の場合は、同計画書を省略することができます。

注意：平成17年4月1日より「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に伴い、個人情報の取り扱いに関する同意書（保証協会用と金融機関用の2種類があり、ともに申込人・連帯保証人毎に添付が必要です。）の添付がない場合は、申込受付ができません。

（注一２）納税証明（状況）書等は、次の中からいずれかを提出してください。

<ul style="list-style-type: none"> 1. 事業税（注一３） 2. 所得税（その1またはその3） 3. 法人税（その1またはその3） 4. 府・市町村民税（所得割又は均等割）（注一４） 5. 法人府民税（法人税割又は均等割） 6. 法人市町村民税（法人税割又は均等割） 	}	<p>のいずれかの当該事業に係る納付税額の記載のある納税証明書1通</p>
<p>なお、前記のいずれについても、発行時期が未到来のため、添付できない場合は、次のいずれか1通</p> <p>◆事業税、所得税、法人税、府・市町村民税、法人府民税、法人市町村民税のいずれかに係る納税状況を証する書類（当該事業に係るもの。）</p>		

（注一３）事業税の納税証明書で、「確定額、納付額及び未納額なし」と記載されているものは取り扱いできません。

（注一４）当該事業に係る課税額ゼロの場合のみ、課税証明書（ゼロ証明）による取り扱いが可能です。

8. 申込み用紙の配布及び受付場所

羽曳野市 都市魅力部 経済労働課（市役所本館2階）

TEL 072-947-3726（担当直通）